

# 日本学生支援機構 大学院修士課程に係る返還免除内定候補者の推薦について

## ■制度の概要

- ・大学院で第一種奨学金（※授業料後払い制度を含む）の貸与を受けた学生で、貸与期間中に特に優れた業績を上げたと認められる場合、奨学金の全部または一部（半額）の返還が免除される制度があります。（特に優れた業績による返還免除制度）
- ・通常、返還免除は貸与終了後に決定しますが、この制度は選考によりあらかじめ大学院修士課程入学時に返還免除が内定するものです。

**【この制度により返還免除内定候補者となった場合も、貸与終了時の「特に優れた業績による返還免除」への申請が必要です。】**

- ・申請しなかった場合は免除を受けることができません。
- ・内定候補者の免除額（全額または半額）は、貸与終了時の「特に優れた業績による返還免除」の申請書類を基に、審査のうえ決定します。
- ・免除の結果は、貸与終了後の7月頃に日本学生支援機構から通知されます。

**■今回の内定制度に申込をしなかった場合も、貸与終了時の返還免除制度に申請することは可能です。**

## 記

■対象者：2026年度に情報科学研究科博士前期2年の課程へ進学予定で、以下の①～③のいずれも満たす者（既卒生含む）。

- ① 申請時点において大学学部等において修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金。「多子世帯」を含む）の支援対象であること（※1）。又は、住民税非課税世帯であること（※2）。
- ②情報科学研究科博士前期2年の課程の入学選抜（上期入試または推薦入試）に合格していること。
- ③2026年度予約採用で第一種奨学金または授業料後払い制度に申込をしていること。

※1 スカラネット（WEB）による申請時に、給付奨学生番号により申請可否がスカラネットで自動判定されます。なお、廃止や支援区分が停止中の学生、資産超過により停止となっている学生は対象外となります。

※2 学生本人及び生計維持者（**父母がいる場合は原則として父母2名**）の2025（令和7）年度所得証明書等により、全員の住民税所得割額が0円（非課税）であることの証明が必要です。

また、給付奨学生でない場合、住民税非課税世帯の学生本人及び生計維持者の資産が5,000万円未満であることの証明が必要です。所得証明書と合わせて「資産の申告書」も提出してください。

【ご参考】[生計維持者について](#)・・・日本学生支援機構HPリンク

## ■申請手順：

以下の手順に従い、**2025年12月5日（金）16：00**までに提出してください。【期限厳守】  
※締切後の申請はいかなる理由があっても受付しませんので、必ず期限内に提出してください。

1. Web(スカラネット)による申込みを進める。

「スカラネット入力下書き用紙」に記入の上、Web ページから入力してください。

U R L : <https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/> （返還免除内定制度の申込をクリック）  
ユーザID : 10200303  
パスワード : 2td8amty

（次頁へ続く）

## 2. Web 申込み後、下記の書類を情報科学研究科教務係へ提出する。

※提出された関係書類は Web の入力内容と照合しながらチェックを行うため、必ず Web 申込み後に書類を提出するようお願いします。なお、期限までに Web の申請と下記①～⑤の書類を提出してください。

### 【提出書類】

#### ①スカラネット下書き用紙

#### ②成績証明書（原本提出） ※学部時のもの

#### ③学生本人及び生計維持者の所得証明書または非課税証明書（原本提出） ※2025年度のもの

#### ④資産の申告書

- ・ ③④は申請時において日本学生支援機の給付奨学生ではない方のみ提出が必要です。
- ・ 申請時において日本学生支援機構の給付奨学生ではない方が住民税非課税世帯として申請する場合、学生本人と生計維持者の「2025（令和7）年度所得証明書」または「2025（令和7）年度（非）課税証明書」等、市区町村が発行する住民税の所得割・均等割の内訳が記載された証明書（最新年度のもの）を提出してください。

※全員の住民税所得割額が0円（非課税）であることが確認できる証明書を提出してください。

- ・ 住民税非課税世帯として申請する場合は、上記の所得証明書（または非課税証明書）の他、「④資産の申告書」の提出も必要です。
- ・ 申請時において日本学生支援機構給付奨学生の方は③④の書類の提出は不要ですが、スカラネット申請時に「給付奨学生番号」の入力が必要です。

（スカラネット申請時に給付奨学生番号を入力することで、本制度への申請可否が自動判定されます）

・ スカラネットの自動判定でエラーメッセージが表示された場合（申請時において給付奨学生でない場合）は③④の書類の提出が必要です。

### （参考）給付奨学生番号に関するエラーメッセージ例

「給付奨学生番号は現在受給中の番号を記入してください。」

→入力された給付奨学生番号が身分終了済や支援区分外の場合に表示されます。

または、貸与奨学生番号を入力している可能性があります。

「入力された給付奨学生番号は、支援区分が未決定であるため、本返還免除内定制度の対象外です。」

→家計基準に基づく支援区分の見直しにより支援区分が未決定の場合に表示されます。

#### ⑤推薦理由書（メールで EXCEL ファイルを提出）

「返還免除内定候補者の推薦理由」欄は本研究科の受入指導教員に記入を依頼し、必要な項目が全て入力された状態で提出してください。

（受入指導教員への依頼および教務係への推薦理由書の提出は、いずれも申請者が各自で行うこと。  
また、前頁の「対象者」の条件を満たしていることをよく確認したうえで指導教員に依頼すること）

※①～④の書類は教務係窓口に直接提出または郵送にてご提出ください。

郵送で提出する場合は、必ず記録が残る方法で発送してください。（簡易書留・レターパック等）

⑤の推薦理由書は EXCEL ファイルをメールに添付して提出してください。

（提出先：情報科学研究科教務係 [is-kyom@grp.tohoku.ac.jp](mailto:is-kyom@grp.tohoku.ac.jp)）

### ■選考結果について：

内定者には2026年7月頃、日本学生支援機から本人へ直接通知される予定です。

（次頁へ続く）

## ■その他の留意事項（重要）：

※以下は入学後に授業料後払い制度を辞退し、その後第一種奨学金に申込をした場合の留意事項です。  
（入学後に第一種奨学金を辞退し、その後授業料後払い制度に申込をした場合も同様）

- この制度により返還免除内定候補者となった場合、内定は、大学院入学後に採用された最初の第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）にのみ適用されます。

奨学金を辞退して新たに申込をすることにより、返還免除の申請が煩雑になる等のデメリットが生じる場合がありますので、よく検討のうえ申込をしてください。

例えば、業績免除内定制度をもって進学し、1年次の春に「授業料後払い」制度に採用され、2年次の進級時に後払いを辞退して第一種奨学金に採用されると、後から採用となった第一種奨学金には内定が適用されません。（【図1】参照）

※内定は適用されませんが、貸与終了時の返還免除に申し込むことは可能です。  
逆に第一種奨学金を辞退し、授業料後払い制度へ変更した場合も同様です。

【図1】返還免除内定候補者が授業料後払い制度から第一種奨学金に変更した場合



⇒上記【図1】の場合、「授業料後払い」制度は2026年度、第一種奨学金は2027年度の返還免除にそれぞれ申請する必要があります。（2027年度にまとめて申請することはできません）

- 申請対象となる業績は在籍中かつ奨学金の貸与期間のもののみです。

⇒上記【図1】の場合、「第一種奨学金の返還免除」で申請できる業績は2年次のもののみです。  
（1年次の業績は第一種奨学金の貸与期間外のため対象外）

### （ご参考）

2026年3月の「進学届（スカラネット）」提出時に、授業料後払い制度⇄第一種奨学金の変更や、生活費奨学金の月額の変更をすることが可能です。

詳細は1月末～2月上旬頃に採用決定通知とあわせて案内予定です。

※入学後（進学届提出後）は、授業料後払い制度⇄第一種奨学金の変更ができませんのでご注意ください。

⇒採用済の後払い制度または第一種奨学金を辞退し、学年が変わるタイミングで、希望する奨学金について改めて申込をすることになります。

## ■書類の提出先および本件に関する問合せ先：

東北大学大学院 情報科学研究科教務係  
〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3-09  
TEL：022-795-5814  
E-MAIL：[is-kyom@grp.tohoku.ac.jp](mailto:is-kyom@grp.tohoku.ac.jp)

※窓口対応可能時間帯（奨学金関係）

9：00～12：00、13：00～16：00（平日のみ）